

特別国民体育大会(鹿児島県) 参加資格違反

	都道府県	競技 (種目)	種別	違反内容		処分	
						対象者	関係団体
①	佐賀県	剣道	成年男子・兼任監督	監督資格に係る参加資格違反	2023年10月1日から資格が有効	1大会の参加・出場禁止 (第78回大会ブロック大会・本大会)	佐賀県スポーツ協会:注意(文書) 全日本剣道連盟:注意(文書)
②	山梨県	カヌー	監督	監督資格に係る参加資格違反	2023年10月1日から資格状態が保留	1大会の参加・出場禁止 (第78回大会ブロック大会・本大会)	山梨県スポーツ協会:注意(文書) 日本カヌー連盟:注意(文書)

特別国民体育大会 参加資格違反概要

【①】

1. 対象者：
2. 都道府県：佐賀県
3. 競技：剣道競技（成年男子種別・兼任監督）
4. 概要：

(1) 大会・成績等：特別大会本大会・参加申込み

当該者は、特別大会本大会の参加にあたり、佐賀県の成年男子交代選手および交代監督として参加申込みを行った。

(2) 違反が判明した経緯・違反内容：

本大会終了後、国体参加申込システムにおいて当該者の公認スポーツ指導者資格の情報を入力しようとしたところ、エラーが発生し、当協会に問合せがあった。

当該者の参加資格のうち資格（公認剣道コーチ1）の保有について疑義が生じたため事実確認を行った結果、当該者の資格は2023年10月1日から有効であることが判明。

以下の規程を満たしていないことから参加資格に違反していたと認められる。

＜規程＞「国民スポーツ大会開催基準要項細則」抜粋

「3 本則第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）」（一部省略）

(1) 大会及びブロック大会

1) 参加資格

- ⑨ 上記のほか、監督については、大会開催年の4月1日以前から本大会終了時まで（冬季大会については、大会開催前年の10月1日以前から本大会終了時まで）日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づき当該競技団体が定める公認資格（コーチ1～4、教師、上級教師）を保有している者とし、監督が不在の場合選手は参加することができない。

(3) 競技会終了後の処分：

特別大会本大会該当競技会終了後（競技会終了後）に違反が判明したことから、「国民スポーツ大会における違反に対する処分に関する規程」第4条及び第5条を適用し、以下のとおりとする。

＜当該者＞

- ・当該者については、次回以降の大会において、2大会以内の参加禁止処分とする。
- ただし、成績は訂正しないものとする。

(4) 聴聞手続き等：

当該者及び公益財団法人佐賀県スポーツ協会、公益財団法人全日本剣道連盟に対する、参加資格に関する調査と、「国民スポーツ大会における違反に対する処分に関する規程」第3条に基づく反論の機会としての聴聞会開催の意向を確認したところ、3者とも書面による回答があり、聴聞会の希望がなかった。

(5) 処分：

「国民スポーツ大会における違反に対する処分に関する規程」第5条2項（11）を適用し、最終的な処分は次のとおりとする。

①対象者：

第78回国民スポーツ大会（ブロック大会・本大会）への参加を認めない。

※規程の誤認に基づくもので、当該者の過失が軽微であることから、「国民スポーツ大会参加資格違反に係る参加禁止期間の取り扱いについて」で定める「1 大会の参加禁止とする」場合に該当するものとして取り扱う。

②関係団体：

- 1) 公益財団法人佐賀県スポーツ協会：文書による「注意」処分とする。
- 2) 公益財団法人全日本剣道連盟：文書による「注意」処分とする。

【 ② 】

1. 対象者：
2. 都道府県：山梨県
3. 競技：カヌー競技（監督）
4. 概要：

(1) 大会・成績等：特別大会本大会・参加申込み

当該者は、特別大会関東ブロック大会の参加にあたり、山梨県の交代監督として参加申込みを行った。

(2) 違反が判明した経緯・違反内容：

本大会終了後、当該者の参加資格のうち資格（カヌーコーチ 3）の保有について疑義が生じたため事実確認を行った結果、当該者の資格は、更新手続きを行わなかったため、2023年10月1日から資格状態が保留となっていたことが判明。

以下に示す規程を満たしていないことから参加資格に違反していたと認められる。

＜規程＞「国民スポーツ大会開催基準要項細則」抜粋

「3 本則第 8 項第 1 号及び第 10 項第 4 号（参加資格及び年齢基準等）」（一部省略）

(1) 大会及びブロック大会

1) 参加資格

- ⑨ 上記のほか、監督については、大会開催年の 4 月 1 日以前から本大会終了時まで（冬季大会については、大会開催前年の 10 月 1 日以前から本大会終了時まで）日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づき当該競技団体が定める公認資格（コーチ 1～4、教師、上級教師）を保有している者とし、監督が不在の場合選手は参加することができない。

(3) 競技会終了後の処分：

特別大会本大会該当競技会終了後（競技会終了後）に違反が判明したことから、「国民スポーツ大会における違反に対する処分に関する規程」第 4 条及び第 5 条を適用し、以下のとおりとする。

＜当該者＞

- ・当該者については、次回以降の大会において、2 大会以内の参加禁止処分とする。
- ただし、成績は訂正しないものとする。

(4) 聴聞手続き等：

当該者及び公益財団法人山梨県スポーツ協会、公益社団法人日本カヌー連盟に対する、参加資格に関する調査と、「国民スポーツ大会における違反に対する処分に関する規程」第 3 条に基づく反論の機会としての聴聞会開催の意向を確認したところ、3 者とも書面による回答があり、聴聞会の希望がなかった。

(5) 処分：

「国民スポーツ大会における違反に対する処分に関する規程」第 5 条 2 項（11）を適用し、最終的な処分は次のとおりとする。

①対象者：

第 78 回国民スポーツ大会（ブロック大会・本大会）への参加を認めない。

※規程の誤認に基づくもので、当該者の過失が軽微であることから、「国民スポーツ大会参加資格違反に係る参加禁止期間の取り扱いについて」で定める「1 大会の参加禁止とする」場合に該当するものとして取り扱う。

②関係団体：

- 1) 公益財団法人山梨県スポーツ協会：文書による「注意」処分とする。
- 2) 公益社団法人日本カヌー連盟：文書による「注意」処分とする。